

北洋大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北洋大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神「明德・格物致知の実践」を明文化し、学部・学科の人材育成に関する目的として、学則第 1 条に「幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材の育成」と明示している。社会情勢に柔軟に対応して使命・目的及び教育目的、学則・各種規則の見直しをしている。使命・目的等の改定には、役員や関係委員会の構成員である教職員に周知し情報共有と理解・支持を深めている。建学の精神、大学の理念・教育目標は、大学ホームページで周知している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを通して、使命・目的及び教育目的に反映している。各教員が、国際基準 CEFR に基づき教育・実習を行い、語学教育の充実を図っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページやオープンキャンパスなどにおいて周知している。教職協働をはじめとする学修支援体制を整備している。TA(Teaching Assistant)制度はないが、学生による授業補助制度の整備を検討している。学生への就職支援は、就業力養成の科目を配置し、教員とキャリアコンサルタントの資格を持つ職員でサポートをしている。学生生活については、保健室の体制について改善が必要であるが、学生相談室の設置や独自の奨学金などの支援体制が機能している。学修環境は、校地・校舎・施設設備などが法令等に基づき適切に整備されている。学生の意見・要望については、授業改善アンケートを実施し、調査結果をもとに学修環境の改善に活用している。学生確保に努めているものの、定員未充足の状況であり、早急な改善が必要である。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ、大学案内、「Campus Guide」で周知している。5 項目に分けられたディプロマ・ポリシーはカリキュラム上の科目分類に対応し、単位認定基準及び卒業認定基準に反映され、運用されている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め周知している。シラバスが作成されていない科目がある点と、教養教育の実施方法・体制については、早急な対応が求められる。一般教育科目群に 6 区分 21 科目を配置し、幅広い知識と教養の修得を目指している。学生が修得する知識、技術、態度などの学修成果はシラバスに明示され、教務管理システムによって学生及び教職員は学修

成果を確認している。一方で、学修成果の点検・評価を組織的にチェックする体制が不十分であり、体制強化が望まれる。授業改善ワーキンググループが中心となり、教育・学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるよう規則等を定め、学長を補佐する副学長は設けていないが、全教職員を集めてコミュニケーションを図るなど、学長の教学マネジメント確立に努めている。各委員会を組織して教学マネジメントの遂行に必要な体制を整備し、規則で業務区分と役割を明確化した上で人員を配置している。教育改善を図るため、FD・SD推進委員会を設置しFD(Faculty Development)活動に取り組んでいるが、効果的なFDの実現に向け組織的な研修が求められる。SD(Staff Development)活動は、職員の資質・能力向上を図る研修会を実施している。教員の研究環境は適切に整備し確保している。研究倫理に関する規則を定め運用している。研究活動の資金は、規則を整備し個人研究費を配分するほかに、外部資金獲得に向けた情報提供をしている。教員の採用・昇任は規則に基づき行われている一方、法令で定める教員数を充足できておらず、教育・研究活動及び大学運営に向けて早急な対応を求める。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性の維持に努めている。入学定員の確保が難しく経営が厳しい状態の中で、中長期計画を策定し社会情勢に対応した継続的な運営をしている。環境保全・人権・安全については規則を定め、保護・保全・危機管理に配慮し適切に機能している。使命・目的の達成に向けて、理事会は寄附行為に基づき意思決定機関として機能しているが、中長期計画の実現に向けては、財務基盤の安定や全学体制での課題解決に期待したい。理事長は、法人・教学の責任者と定期的に会議を開催し、経営に必要な情報共有や意見交換を行い、リーダーシップが発揮できる内部統制と相互チェック体制が整備され機能している。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり行われ、監事は監査結果を理事会等に報告している。会計処理は、法令に基づいた運営をしている。中長期計画に向けた財務基盤は安定的な状況になく、中長期の資金計画を早急に策定し実行することが必要である。

「基準 6. 内部質保証」について

使命・目的の達成に向けて、内部質保証の全学的方針は、学則第 2 条に定め明示している。内部質保証の恒常的な組織としては、自己点検・内部質保証委員会が、「総務・庶務」「募集・広報・入試」「教務・学生」「研究・図書・情報」などの各委員会と連携した自己点検・評価の実施と責任体制を確立している。毎年度、教員・科目レベル、学部・教育課程レベル、大学・機関レベルに分け、各委員会が総括した課題に沿って自主的・自律的な自己点検・評価を行い、改善策の対応状況を情報共有する体制を整備している。IR(Institutional Research)活動は「IR委員会」を設置し現状把握・分析に努めている。内部質保証の機能状況については、入学者の確保・教員人事計画・財政基盤強化などの重要課題に対する実施状況が十分とはいえず、現在計画中の改善施策の達成に期待したい。

総じて、建学の精神「明德・格物致知の実践」に基づき、使命・目的の実現に向けて、教育の質保証・学生支援の強化・大学ガバナンスの視点で、現況の把握と改善を検証するPDCAサイクルの仕組みを構築して内部質保証を推進している。また、グローバル・グローバル人材育成を明示して全学体制で取組んで、「言語運用能力」の修得を目指し、世界や地域とつながる教育支援体制及び環境整備の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際貢献・国際交流」「基準 B.地域貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神の「明德・格物致知の実践」に基づき、学則第 1 条で目的を「幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材の育成」と具体的に明文化している。

大学の使命・目的は、大学案内・大学ホームページ・学生便覧において、建学の精神を踏まえ、学部・学科の人材育成に関する目的として簡潔に文章化している。

個性・特色は、建学の精神に基づき、比較文化研究を中心にした教養教育と語学教育に加え、自己の可能性発見・キャリア創造の機会提供による育成と明示している。平成 30(2018)年に学校法人の経営移管を行い、令和 3(2021)年には大学名を変更した。以降、日本社会の急激なグローバル化に対応できる人材養成に舵切りし、語学教育に力を注ぎ社会が期待するグローバルマインドを身に付けた人材の育成に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「明德・格物致知の実践」に基づいたグローバル化時代に対応できる人材育成であることを、教授会構成メンバー全員が理解し教育現場で実行・実現している。使命・目的及び教育目的は、大学案内や大学ホームページ、オープンキャンパスなどで国内外へ周知し、「学校法人京都市英館中長期計画」に反映している。学生の確保においては、大学の留学生別科との連携が計画されているので、その実行に期待したい。

建学の精神がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに反映されている。教育研究組織として国際文化学部キャリア創造学科を設置し、各教員が言語学及び第二言語教育を専門とし、国際基準 CEFR に基づき教育・実習を行い、語学教育の充実を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしていない。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしていない。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページやオープンキャンパス等において周知している。これらのアドミッション・ポリシーに沿って、合否判定会議により各入試区分による試験の判定が行われている。

募集・広報・入試委員会を定期的を開催し、募集広報や入試に対して検討を重ねるとともに、入学試験の出題は大学が作成し、同委員会との連携が図られている。

入学者数を確保すべく、出張授業、市民講座、高大連携協定の締結などを講じているほ

か、学長から教職員に対しての勉強会を開催している。

今後は留学生別科から一定数の内部進学者数が見込まれるほか、SNS 広報の活性化、学部紹介動画制作チームの立上げなど、大学の発信力を強化する計画がある。

しかしながら、学生数が収容定員を大きく下回っている状態が続いており、早急な改善が必要である。

〈改善を要する点〉

○収容定員に対する在籍学生数比率が大学全体で 0.5 倍を下回っているため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○入学者数が著しく少ない現状を踏まえ全学で課題を分析し、入試募集広報の中期的な戦略の立案が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学期開始時に教職協働によりオリエンテーションを実施し、学生が意見を提出しやすい環境を構築している。同時に、教職員と学生との間の連絡ツールを導入し、個別にきめ細かく学生指導や面談が行える体制が整備されている。TA 制度はないが、「学生による授業補助制度(SA)」の整備を検討している。

学生が教員へ自由に相談できるオフィスアワーの制度を設けているほか、ゼミ担当教員が学生と個別の面談を行っている。

障がいのある学生への配慮、中途退学や休学等への対応については、担任のほか、カウンセラーや事務室の教務・学生担当が窓口になり、教務・学生委員会で共有される体制が作られている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内においては、「キャリアデザイン入門」など学年次段階別に科目が設定されて

いるほか、「実践型インターンシップ I」「実践型インターンシップ II」の科目を設置している。

地元の北海道苫小牧市と連携したマッチングサポート専門業者により、マッチング面談を行いながら実践的な職業観を身に付ける仕組みが構築され、地元企業等へのインターンシップを展開している。

教育課程外においては、キャリアコンサルタントの資格を持つ職員や教員が学生への個別相談に応じている。また、学生へのキャリア面談に対しては、課題等の現状を分析し、1年次からの面談のスケジュール・面談目的の体系化等の設計に取り組んでいる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教務管理システムを導入し学生情報の一括管理をしているほか、アルバイト情報の周知なども行っている。

また、学生相談等の受付窓口を一つに限定せず、学生の要望を聞きやすい仕組みを構築しているとともに、担当部署の間で情報の共有が図られている。

学生相談室を設置し、カウンセラーによるカウンセリングが行われており、毎年4月には新入生全員に対してカウンセリングを実施している。留学生に対するサポートは国際交流委員会が対応し、情報共有のためのツールも導入している。保健室については、体制の早急な整備が求められる。

学生のクラブ活動については、学生自治会が組織され、複数のクラブ・同好会が活動している。

経済的支援については、大学独自の奨学金制度が設けられている。

〈改善を要する点〉

○保健室について、設備が不十分で、有資格者の配置もされていないので、改善が必要である。

〈参考意見〉

○学生相談室のカウンセラーへの相談が原則月1回及び必要に応じて行われているが、運営や人員体制の充実に期待したい。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎の面積については設置基準を十分満たしているとともに、学内はバリアフリー化されており、屋外に出ることなく各棟の移動が可能である。

講義室のうち一部についてはハイフレックス型授業の展開が可能であるほか、校舎内ほぼ全てにおいて無線 LAN サービスを展開している。新入生全員に対しては無線 LAN 講習会が行われている。

図書館は授業や講座等において利活用されているほか、電子書籍の導入が図られている。

学内の教育設備については、研究・図書・情報委員会における検討のもと、学生用パソコンの入替えや LL 教室の環境整備が図られている。

また、語学教育は習熟度別クラス編成とし、教育成果を上げられるよう工夫している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業改善アンケートを実施し、学生の意見・要望を把握するとともに、各教員は「教育活動報告」の作成時に次年度の授業改善内容を報告し、実践につなげている。

学生による学修支援・学生生活・学修環境に対する意見については、事務室、各教員への個別の申出のほか、学生相談室、オフィスアワーの活用といった複数の窓口によって教職員へ届けられている。

就職ワーキングチームが全学年次の進路面談のあり方や方向性を検討するなど、学生からの意見・要望や学内の検討課題に対して各委員会で継続審議が必要な場合は、個別にワーキングチームを立上げて検討・対応している。

コロナ禍においては、自宅に十分な環境が整っていない学生に対し、オンライン授業を受講できる環境を支援・提供した。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を基盤とした「学生に対し多くの知識とかけがえのない経験を授けることにより、自身を磨き、更なる高みへと到達させ、世界中で貢献できる人材を育成すること」という教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、大学案内、「Campus Guide」で周知している。5 項目に分けられたディプロマ・ポリシーはカリキュラム上の科目分類に対応し、単位認定基準及び卒業認定基準に反映され、シラバス公開によって周知され、厳正に適用されている。

〈参考意見〉

○シラバスで、一部の科目の授業計画や単位認定の具体的内容の記載が不十分な点について、対応が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

語学及び国際文化への理解促進から、多角的なキャリア形成を目指す上で必要な知識と基本的なビジネススキルを養成することを目的とし、その目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ及び「Campus Guide」において周知している。カリキュラム・ポリシーは、5 項目のディプロマ・ポリシーと一貫性を持つものとなっている。各言語教育において CEFR に沿ったクラス編成を行うことで、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成、実施がなされている。他方で、一部シラバスに不備があ

る点については、今後の改善が必要である。一般教育科目群に 6 区分 21 科目を配置し、幅広い知識と教養の修得を目指しているが、より組織的な検討体制の整備が求められる。授業内でのディスカッションを多く取り入れるなどアクティブ・ラーニングを導入し教授方法に工夫を行っている。

〈改善を要する点〉

- 「卒業研究」の科目でシラバスが作成されていないので、改善を要する。
- 教養教育の実施方法や体制について、担当する教務・学生委員会において審議が行われていないなど、実際的な対応が図られていない点について改善を要する。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生が獲得し得る知識、技術、態度などの成果としての学修成果はシラバスに目的として明記され、単位修得によって学修成果が明示されている。教務管理システムによって、学生及び教職員は、学修成果を確認できる。授業改善ワーキンググループが中心となり、教育・学修指導のための FD 活動を展開している。科目単位では学修成果の点検・評価が実施されているが、点検・評価担当の組織がより実効的に運営されることが期待される。特に、卒業時の満足度調査や就職先の企業アンケートが未実施であり、学位授与段階での学修成果を点検・評価する体制の今後の充実が望まれる。

〈参考意見〉

- 学修成果の点検・評価をより組織的に実施する体制の整備が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしていない。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の規模、学部・学科の構成が大きくない中で副学長など学長の補佐体制を担う役職は設置していないが、全教職員を集めての説明など全学的なコミュニケーションを図ることで、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップの確立に努めている。

また、教授会は組織上の位置付けと役割が明確になっており、教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定している。

各種委員会を組織して教学マネジメントの遂行に必要な体制を整備し、「組織及び校務分掌規程」で組織の業務区分を明確にした上で必要な人員を配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしていない。

〈理由〉

教員の採用・昇任の決定については、適宜、人事委員会を開催し、昇進の基準に関する細則を制定し、学長の責任において適正に実施されている。

FD・SD 推進委員会を設置しているが開催されておらず、FD 研修会を市民公開講座で代替するなど、組織的に実施されているとはいえない状況である。

設置基準で定める教員数及び教授数を充足できていないため、早急な対応が求められる。

〈改善を要する点〉

○設置基準で定める必要教員数を 1 人、教授数では 2 人下回っている点について改善を要する。

○効果的な FD の実現のため、教員研修を組織的に行うよう、改善を要する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD推進委員会規程を定め研修実施に向け体制を整備している。

具体的なSD活動については、法人本部職員が実施するOJT型研修や、外部機関が主催する研修プログラムへの職員派遣など、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向けた取り組みが行われている。また、大学が課題としている学生募集に関しては、外部講師を招へいして実施した研修会の内容を踏まえ、今後の活動に向けた課題分析が行われている。

〈参考意見〉

○職員の資質・能力向上に向け、研修プログラムの企画・実施・見直し・改善を循環させるためにFD・SD推進委員会を開催するなど、実行性ある活動が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目4-4を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、専任教員に対して独立した研究室を整備するなど充実を図っている。

「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「科学研究費助成事業の不正使用防止に関する規程」を定め研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

研究活動への資源の配分については、専任教員に対して研究費を支給しているほか、科学研究費助成事業等の競争的資金獲得に向けた説明会を実施するなど、更なる外部研究費獲得に向け支援を行っている。

基準5. 経営・管理と財務

【評価】

基準5を満たしていない。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目5-1を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、就業規則等の諸規則を整備し、教育基本法及び学校教育法に則した経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、定員確保が難しく経営が厳しい状態の中で、中長期計画を教職員で共有し、改善に向けた継続的な努力を行っている。また、寄附行為及び倫理規程に従って、組織的にコンプライアンス推進に努めている。

全ての校舎を耐震化する一方で、緊急事態時の対応マニュアルを整備し避難訓練を定期的に行うなど、危機管理体制を整備している。また、「ハラスメント行為の防止等に関する規程」を整備しており、学生及び教職員の人権と安全に対する配慮を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法にのっとり理事会を設置し、役員を選任は適切に行われている。また、理事会を定期的に行い、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改定、学則変更、役員の変更等、理事会において決定すべき事項について適切に審議しており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備されている。

また、理事会への理事の出席状況は良好で、やむを得ず欠席する理事についても委任状により、議案に対し事前に意思表示ができる運用を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長及び法人と、学長及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長は、適宜、京都の法人本部から大学を訪れ、学長、事務長との協議を重ねることで、法人と大学相互の意向を確認している。理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境を整備しており、相互チェック体制が機能している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、監査規程に基づき定められた監査項目に対して監査し、理事会等に監査報告書を提出するとともに、理事会・評議員会にも出席しており、職務を果たしている。

また、評議員についても寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会の出席状況

も良好で、寄附行為に基づく諮問事項、役員に対する意見具申等が行われ、その役割を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

〈理由〉

大学の財務状況については、入学定員未充足の影響により厳しい状況が続いており、過去 5 年間の事業活動収支差額は支出超過で推移している。留学生別科では、中国人留学生に加え東南アジアからの留学生の受入れに注力するなど対象地域を拡大し学生募集を行っているが、現状では受入れに要する経費が増加傾向にあり、財務状況の改善までには至っていない。また、経営移管後に大学が財務基盤を確立するまでの支援策として理事会が定めた 6 年間の「経営企画引当特定資産」の組入れ期間は終了している。

法人全体の財政状況についても過去 5 年間の事業活動収支差額は令和 5(2023)年度を除き支出超過で推移しており、中長期的な財務計画の策定が行われていないことから、安定した財務基盤を確立しているとはいえない。

〈改善を要する点〉

○大学及び法人全体の事業活動収支差額は支出超過であり、中長期計画に基づく財務計画も策定されていないため、安定的な入学者の確保による財務安定化に向けた抜本的な改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人京都市育英館 経理規程」を整備し、学校法人会計基準に基づき会計処理が行われている。

監査法人による会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条に基づき実施され、独立監査人の監査報告書が確認されている。

また、「学校法人京都市育英館 監査規程」を定め、私立学校法第 37 条及び寄附行為に基づき会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に監査報告書が提出されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的方針は、学則第 2 条「教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、大学における教育・研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め明示している。内部質保証の恒常的な組織としては、令和 4(2022)年 8 月からワーキンググループを発足させ、自己点検・内部質保証の体制整備やロードマップを議論して、令和 5(2023)年 1 月 12 日に自己点検・内部質保証委員会を設置している。令和 5(2023)年 3 月から大学ホームページにて自己点検・評価の結果を公表し、教育・研究活動の向上を図っている。内部質保証の実現のため、自己点検・内部質保証委員会は、学部長を委員長として、「危機管理」「総務・庶務」「募集・広報・入試」「教務・学生」「研究・図書・情報」などの委員会活動の点検・評価・改善策の情報と事務局からの点検・評価情報を一元化して、学長へ報告・協議する役割を担っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する方針」に基づき、自己点検・評価を教員・科目レベル、学部・教育課程レベル、大学・機関レベルに分けて実施している。教員・科目レベルでは、授業評価アンケートより学生の意見を踏まえて改善点をまとめ学長に提出して、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。毎年度、各委員会が活動を総括し、報告書を教授会に定期的に提出している。自己点検・評価の結果は、各委員会からの改善点などの報告をして、自己点検・内部質保証委員会が対応策を協議し、結果を踏まえ学長が是正措置を指示している。大学全体に関する改善の場合は、学長は理事会と協議して改善策を講じている。自己点検・評価報告書は、大学ホームページにおいて学内外に公表しているが、教学・経

当面の具体的な改善策や達成状況の検証に関して、教職員への情報共有に期待したい。自己点検・評価等に必要データの把握・収集及び分析は「IR委員会」を設置し現状把握・分析に努めている。

〈参考意見〉

○法令遵守・入試体制・カリキュラムの充実・学修成果・学生支援・研究活動・留学生支援・施設整備・法人管理・財務計画など、自己点検・評価を踏まえた重要課題に関して、全教職員が共有し、具体的課題や検証結果の理解を深めるよう対応が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を「内部質保証に関する方針」に沿って実施し、令和 5(2023)年に自己点検・評価報告書を公表している。使命・目的及び教育目的は、達成状況と課題の分析結果を踏まえ改善方策を検討して、教育の改善・向上を図るPDCAサイクル体制を構築している。自己点検・評価は、教員・科目レベル、学部・教育課程レベル、大学・機関レベルの三つに分けて、次年度の授業改善などを図っているが、今後は計画中の学修成果の可視化や数値化を推進して、教学面の課題解決の体制強化が求められる。また、大学運営管理の改善に向けての内部質保証の機能性については、重要課題に対する実施状況が十分とはいえ、現在計画中の改善施策の達成に期待したい。

外部評価委員会を設置して客観的な評価を取入れ、大学全体の改善計画を策定する自主的・自律な点検・評価を実施している。

〈改善を要する点〉

○入学者の確保・保健室の整備・シラバスや教養教育体制・教員人事計画や教員研修・財政基盤強化など、内部質保証の起点となる教学面・経営管理面の重要事項において内部質保証の機能性が不十分であるため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際貢献・国際交流

A-1. 国際貢献・国際交流を目的とした取り組みの実践

A-1-① 海外大学との提携ならびに交換留学制度

- A-1-② 語学教育
- A-1-③ 日本語教師養成講座の開講
- A-1-④ 留学生自治会による活動
- A-1-⑤ 地域との交流

【概評】

中国、韓国、台湾、インドネシア、モンゴルにおける 11 の大学との連携協定を締結し、交換留学生の派遣及び受入れ体制を構築している。受入れた留学生との交流を通じて異文化理解を深め、語学及びコミュニケーション能力を身に付ける苫小牧留学「トマリ」という枠組みを設置している。また、CEFR に基づく言語運用能力別クラスで、英語、日本語、中国語のコースを設置している。

日本語教師養成講座を開講している中で、令和 5(2023)年 12 月に学生が初めて模擬授業ではなく実際の日本語授業の教壇実習を留学生別科で行った。

地域交流については、大学祭に町内会所属市民が屋台を出店したり、苫小牧市内のイベントに大学が参加したりといった、相互の事業参加・協働の取組みを行っている。また、苫小牧工業高等専門学校が企画するイベントの実行委員会への参加、更には日本語学校の行事への参加が見込まれ、地域における学生活動の展開が図られている。

基準 B. 地域貢献

B-1. 地域再生への大学の協力

- B-1-① 地域再生、活性化のための連携教育、実践
- B-1-② まちづくりへの貢献
- B-1-③ 地域の人を対象にした教育への支援

【概評】

地域の活性化に向けた実習科目を開講し、教育面において自治体等地域との連携が行われている。学生のゼミ活動では、学生が地元 FM 局の番組を企画し、進行役として出演もしている。

また、増加する外国人との関わりに対応するために、主に地域住民を対象とした「日本語ボランティア入門」の無料公開講座を開講し、地域の教育支援に貢献するとともに、図書館を地域住民に開放することで、大学が有する知的資産を地域に還元している。

大学の教員は苫小牧市からの依頼を受けて、政策決定のための審議会や委員会などに委嘱されている。「苫小牧市総合計画第 7 次基本計画策定市民検討委員会」では、学識経験者の委員として、苫小牧駅前再開発についての意見を述べている。

地域が抱える課題の取組みなどを通して、地域再生と活性化に大学として貢献しており、今後の成果に期待したい。

